資料３－１

公共事業における景観形成の取組

静岡県における景観形成の取組

景観法（H16 年施行）

◇H18年3月「新静岡県景観形成ガイドプラン」

H21「県景観施策連絡会議」内に公共事業景観形成WGを設置

H23「ふじのくに色彩・デザイン指針」

（県の公共事業における景観配慮の指針）

～社会総がかりの景観づくり運動をスタート～

「静岡県景観づくり推進本部」(H28.6)・・・県庁内組織

（副知事を本部長として 10 部局等（知事直轄、関係部局、教育、警察））

美しい静岡景観づくり宣言（H28 年 3 月）

ふじのくに景観形成計画（H29年3月）　**目指す姿　～ふじのくに回遊式庭園～**

・めざす姿の実現に向けた６つの主要方策

① 広域景観形成をさらに加速させる

② **国内外に誇れる高質な公共空間を形成する**

③ 静岡の景観を全ての地域から底上げする

④ ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

⑤ 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

⑥ 景観形成をマネジメントする

景観づくり推進本部

・ふじのくに景観形成計画の推進、進捗管理・評価

・景観形成を推進するための体制、仕組み、ルールなどの調整・構築

（ふじのくに色彩・デザイン指針）

けん引・調整・支援

広域景観協議会

・市町、事業者、市民団体が参画

意見提言

助言

景観の専門家

景観懇話会

・「ふじのくに景観形成計画」への助言等

景観懇話会公共空間高質化専門部会

・「ふじのくに色彩・デザイン指針」への助言等

参画

景観形成推進アドバイザー

・市町にアドバイザーを派遣

ふじのくに色彩・デザイン指針

１「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」とは

高質な公共空間を形成するため、公共事業における景観形成のルールや留意事項等をまとめたもの。

２ 指針の改定の経過

平成23年度に策定。平成24年度に企業局、道路公社に対象を拡大するとともに、公共建築物に適用し、平成25年度からは、県警本部も含めた全庁において適用した。平成26年度に色彩のルールの充実など大幅な改定を行った後、平成29年度の国の道路デザイン指針等の見直し等合わせて実務的な改定を行い、現在の第４版（平成30年７月末）に至る。

３ 指針の概要

（１）県が公共事業を施行する際に、景観形成の視点の導入を徹底するために策定。

（２）すべての公共事業を対象とし、公共施設の工種ごとに景観形成の考え方を示したもので、道路防護柵など特に設置頻度の高い構造物には色彩などの統一ルールを設けた。

（３）公共空間の形成において、及第点をとることを目指した。

（４）大規模な構造物など周辺景観に大きな影響を与えるものは、景観の専門家による色彩やデザインの検討を実施することを定めた。

（５）専門家による検討の助言内容等について、類似事業の色彩やデザインの参考となるように事例集を作成している。

指針に基づく景観形成の例①

⇩ 指針のルールを適用

道路防護柵の種類及び色で印象が大きく変わる。

指針に基づく景観形成の例②

⇩ 専門家による色彩の検討を実施

細いトラスの構造を印象的に見せつつ、周辺景観と調和する低明度の緑色（５Ｇ４/１）とすることで、橋の美しさを際立たせた。（掛塚橋）

指針に基づく景観形成の例③

上屋を廃し、通常外部に出る管理用階段や油圧発生装置類などを全て門柱内に収めることで、門柱のフォルムを単純化した水門。（月浜第一水門、宮城県）

現在設置されている水門（大谷川水門）

指針に基づく景観形成の例④

法面を緑化することにより、水域と陸域を自然に結び付けている。
（御陣屋川、浜松市）

法面をブロックで固めている例
（国立環境研究所ＨＰより）

指針に基づく景観形成の例⑤

防風ネットを自然景観に調和するダークブラウンとすることで、農作地の景観になじませている例。（静岡市村松･矢部地区）

ベージュ、ダークブラウン、こげ茶、黒のネットと現況の青色ネットとの比較検討。

ふじのくに色彩・デザイン指針（運用編）の策定

1「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」【運用編】とは

指針においては、大規模な構造物など周辺景観に大きな影響を与えるもの等は、静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会の専門家による景観の検討を行うこととしていることから、専門家による景観の検討に関する基本的な考え方、検討の進め方、対象施設等の具体的な運用の方法について示すものである。

（これまで、対象施設の工種や規模を示す「資料編」により運用してきたが、検討に関する具体的な運用方法を示していなかったため、新たに「運用編」を策定する。）

2 運用編(案)の主な考え方

（1）設計の初期段階で検討

・色彩のみならずデザインにおいても、公共施設を高質化していくため、設計の初期段階で景観の検討を行うことを明記する。

（2）検討対象施設の拡充

・市町景観計画における重点地区など良好な景観形成を誘導する地域においては、検討対象施設を拡充する。

・新設については、既設構造物の改修等に比べ、地域の景観に大きな影響を与えることから、検討対象施設を拡充する。

（3）助言の観点等の明示

・専門家による助言が整備コストや維持管理性など事業全体におけるバランスも考慮したものであることを明記する。

3 運用編策定の効果

（1）景観形成

県事業において適切な景観の検討を行うことにより、県民や市町にとってモデルとなる高品質な公共空間を形成し、地域の景観形成をけん引する。

（2）職員等の技術力向上

景観の専門家による検討の機会の充実を図ることにより、検討のポイントや考え方を習得し、職員やコンサルの景観に関する技術力が高まっていく。公共事業を担う職員等の技術力の向上を通じて、公共事業全体の質を底上げしていく。

専門家による検討のタイミング

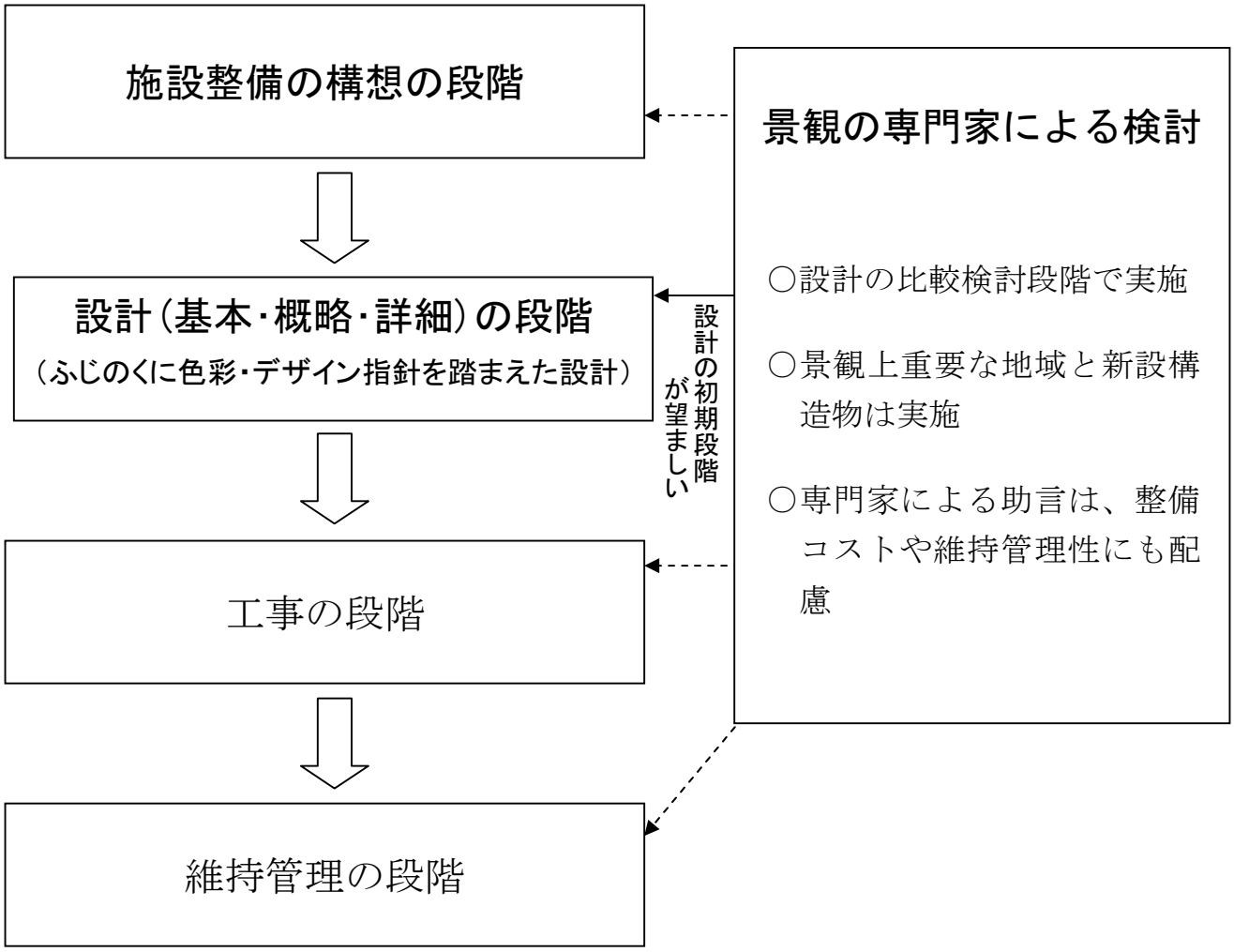

景観懇話会公共空間高質化専門部会委員（景観の専門家）

氏名	所属・役職	専門分野（主な担当）
天野　光一	日本大学理工学部教授	景観デザイン、観光計画（道路、まちづくり）
伊藤　光造	NPO 法人くらしまち継承機構理事長	景観・都市計画、ｺﾐｭﾆﾃｨﾃﾞｻﾞｲﾝ（建築、まちづくり）
伊藤　登	都市環境デザイン会議理事	景観デザイン（道路、海岸）
岡田　智秀	日本大学理工学部教授	景観まちづくり（海岸、港湾）
加藤　幸枝	武蔵野美術大学非常勤講師	環境色彩デザイン、色彩計画（色彩）
佐々木　葉	早稲田大学創造理工学部教授	景観デザイン（道路、河川）
吉田　愼悟	武蔵野美術大学造形学部教授	環境色彩計画（色彩）

（敬称略：五十音順）